

大和町デイサービスセンター指定管理者募集要項

令和8年9月

大 和 町

指定管理者募集要項目次

I	募集の趣旨	1
II	施設の概要	1
1	施設の名称・施設概要	
2	施設利用者の状況（令和7年度実績）	
III	管理運営の条件	1
1	管理方針	
2	指定期間	
3	指定管理者が行う業務	
4	利用料金	
5	指定管理料	
6	職員及び職員数	
7	施設等の維持及び各種保険に要する費用の負担	
8	管理の基準等	
9	施設改修期間中の事業継続等への対応	
IV	申請の手続き	4
1	応募資格	
2	提出書類	
3	質問事項の受付	
4	申請書等の提出	
5	連絡先及び提出先	
6	留意事項	
V	指定管理者の候補者の選定	6
1	選定方法	
2	選定基準	
3	選定審査対象からの除外	
VI	指定管理者の指定及び協定の締結	7
1	指定管理者の指定	
2	協定の締結	
3	その他	
VII	添付書類・様式等	7

I 募集の趣旨

大和町デイサービスセンターは、在宅で介護が必要となった方に対し、通所による介護サービスを提供し、その家族の身体的、精神的な負担軽減及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的として設置したものである。

一方で、平成 15 年 9 月に施行された地方自治法の一部改正に伴い、民間の能力を活用することによって、住民サービスの向上と経費の節減を図り、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応していくことを目的とした指定管理者制度が創設された。

このことから、本町においても、施設管理及び事業の実施を効果的かつ効率的なものとし、住民満足度の更なる向上を図り、もって施設の設置目的の達成に資するため、「大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」（平成 17 年条例第 34 号、以下「手続条例」という。）及び「大和町デイサービスセンター条例」（平成 17 年大和町条例第 56 号、以下「条例」という。）に基づき、指定管理者を募集する。

II 施設の概要

1 施設の名称・施設概要

名 称：大和町デイサービスセンターひだまりの丘

所在地：大和町吉岡字館下 88 番地（大和町保健福祉総合センター内）

施設面積：284 m²

ホール 125 m²・特別浴室 45 m²・脱衣所 27 m²・休憩室 38 m²

一般トイレ 1 か所・車椅子トイレ 2 か所

※備品等については、別紙「備品等一覧表」のとおり

2 施設利用者の状況

利用定員：20 名

令和 7 年度 1 日当たり平均利用実績 15.21 人 稼働率 76.03%

III 管理運営の条件

1 管理運営方針

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度であり、指定管理者には施設の適正な管理を確保しつつ、住民等サービスの質の向上を図っていくことが求められるものである。

このことから、大和町デイサービスセンター（以下「センター」という。）の管理運営にあたっては、設置目的を踏まえ、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 関係法令、条例を遵守し、デイサービスセンターの設置目的に沿った適正な管理運営を行うこと。
- (2) 利用の対象者の平等な利用を確保し、差別的な取扱いをしないこと。
- (3) 利用の対象者の意見、要望を適切に管理運営に反映し、サービスの向上に努めること。
- (4) 費用対効果の高い効率的・効果的な管理運営に努めること。
- (5) 利用の対象者が快適に施設等を使用できるよう、施設の設備及び備品の維持管理を適正に

行うこと。

- (6) その他、センターの設置目的の達成に必要な業務を行うこと。

2 指定期間

- (1) 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間の予定としますが、最終的には議会の議決を経て確定されます。
- (2) 指定後であっても指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められる場合には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 指定管理者が行う施設の管理の業務は、次のとおりです。（詳細は、大和町デイサービスセンター施設管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）
- ア 条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
 - イ センターの利用の許可に関すること。
 - ウ センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関すること。
 - エ センターの施設及び付属設備の維持管理に関すること。
 - オ その他センターの管理上、町長が必要と認めること。
- (2) 維持管理に関する業務は指定管理者が自ら行うことを原則としますが、部分的な業務については町の承諾を得て専門業者に再委託することができます。

4 利用料金

施設の管理運営に当たっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく「利用料金制」を採用します。利用料金は、指定管理者の収入となり、それが管理費用となります。利用者の増減等に伴い収支差が生じた場合でも精算は行わないことを原則とします。

5 指定管理料

指定管理料は原則としてありません。ただし、介護保険制度改正等により、疑義が生じた場合は指定管理者と大和町が協議の上、決定します。

6 職員及び職員数

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年宮城県条例第 87 号）及び「大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 25 年大和町条例第 8 号）に基づき、施設の定員に対して必要な職員を配置してください。

7 施設等の維持及び各種保険に要する費用の負担

- (1) 施設の修繕及び維持管理等に要する経費並びに光熱水費等は指定管理者が負担するものとします。ただし、施設運営に支障をきたす程度の大規模な修繕が必要な場合は、大和町と指定管理者の協議によりその負担を決定するものとします。
- (2) 令和 9 年 3 月 31 日まで施設の管理を受託している法人に対し大和町が無償で貸与してい

る備品等については、引き続き指定管理者に無償で貸与します。ただし、更新する場合は、指定管理者が購入するものとし、介護サービス事業者賠償責任保険等の契約者及び負担については、指定管理者の負担とします。また、火災保険については、大和町が負担するものとします。

8 管理の基準等

仕様書に定めるとおり。

9 施設改修期間中の事業継続等への対応

本施設については、令和 11 年度において、施設の計画的な改修工事を予定しており、デイサービス事業の実施場所について、概ね 6 か月程度の期間、通常の事業実施場所が使用できなくなることを予定している。（工事の設計、入札その他の事情により、実施時期、期間及び工事内容が変更となる場合があります。）

このことから、指定管理者は、施設改修期間中においても、利用者へのサービス提供に支障が生じないように、町と協議の上、必要な対応を次のとおり行うものとします。

なお、施設改修に伴い、指定管理者が通常の指定管理業務を実施するために必要となる費用については、原則として指定管理者が負担するものとします。

ただし、施設改修に直接起因して新たに発生する費用については、町と指定管理者が協議の上、その負担区分を決定するものとします。また、本施設の改修工事の詳細については、正式に実施時期、期間及び工事内容等が決定次第、町から指定管理者に対し説明を実施するものとします。

- (1) 指定管理者は、施設改修期間中におけるデイサービス事業の継続に必要な代替場所の確保、設備・備品等の移設、事業運営体制の調整その他必要な準備及び対応を行うものとします。
- (2) 代替場所については、利用者の安全確保、サービス提供に必要な設備・機能、交通の利便性、職員の勤務体制その他事業運営上必要な事項を考慮し、町と協議の上、決定するものとします。
- (3) 指定管理者は、施設改修の実施時期、工事工程その他改修に関する町の情報を踏まえ、改修期間中の事業継続に必要な実施計画を作成し、町と協議するものとします。
- (4) 指定管理者は、施設改修期間中においても、原則として従前のサービス水準を維持し、利用者へのサービス提供に努めるものとします。ただし、施設の利用制限その他やむを得ない事情により、通常どおりの事業実施が困難となる場合は、町と協議の上、その対応を決定するものとします。
- (5) 施設改修の工程、期間、工事内容その他の事情に変更が生じた場合は、町及び指定管理者は、事業運営への影響を踏まえ、必要な事項について協議するものとします。
- (6) 指定管理者は、施設改修に伴い利用者に不利益又は混乱が生じないように、利用者及び関係者への周知、説明その他必要な対応を行うものとします。
- (7) その他、施設改修に伴い必要となる事項については、町と指定管理者が協議の上、決定するものとします。

Ⅳ 申請の手続き

1 応募資格

指定管理者に応募する場合は、次に掲げる要件を満たしていることを条件とします。

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。（個人での申請は不可）。
- (2) 団体又はその代表者が次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、大和町から一般競争入札の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、大和町又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 国税及び地方税を滞納している者
- (3) 施設の管理運営を安定的かつ円滑に行える団体であること。

2 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 申請資格を有していることを証する書類

応募資格の内容	区分	提出書類
Ⅳ-1-(1)	法人の場合	定款、寄付行為 登記簿謄本
	法人でない場合	定款、寄付行為、規約、会則その他これらに類するもの
Ⅳ-1-(2)のア、イ、ウ、エ	全ての団体	Ⅳ-1-(2)のア、イ、ウ、エに該当しない旨の申立書
Ⅳ-1-(2)のオ	納税義務がある場合	納税証明書（直近 1 年度分） ・ 法人税、消費税及び地方諸費税については、未納の額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙 9 号書式その 3 の 3） ・ 県税（法人事業税、法人県民税）に係る納税証明書 ・ 町税に係る納税証明書
	納税義務がない場合	納税義務が内旨を記載した申立書

- (3) 管理に関する事業実施計画書
- (4) 管理に係る収支計画書
- (5) 経営状況を示す書類（直近 3 年度分）
 - ア 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
 - イ 事業報告書
 - ウ 現事業年度の団体の事業計画書及び収支予算書
- (6) 団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制が分かるもの及び就業規則又はこれらに類するもの）

3 質問事項の受付

- (1) 質問方法 令和8年9月1日（火）午前9時00分から令和8年10月5日（月）午後4時00分までに別紙質問書に記入の上、下記の連絡先に提出してください。（FAX又はメールでの提出も可）
- (2) 回答方法 質問書を受理してから、概ね3日程度で回答します。回答は、情報共有を図るため、町のホームページ上にも随時掲載します。（質問がある程度まとまった段階で、掲載する予定としています。）

大和町ホームページアドレス <https://www.town.taiwa.miyagi.jp/index.html>

4 申請書等の提出

- (1) 提出期間 令和8年9月1日（火）から令和8年10月9日（金）までの各日午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、土、日及び祝日は除く。
- (2) 提出方法 下記提出先まで持参又は郵送してください。
なお、郵送の場合は令和8年10月9日（金）午後5時00必着とします。
- (3) 提出部数 15部

5 連絡先及び提出先

黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1 大和町福祉課 高齢者福祉係

TEL：022-345-7221／FAX：022-345-7240／E-mail：hukusi@town.taiwa.miyagi.jp

6 留意事項

- (1) 町が必要と認める場合は追加資料を求めることがあります。
- (2) 事業計画書等の著作権は、団体に帰属するものとします。ただし、町は指定管理者の決定の公表等に必要な場合は、当該事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。
なお、提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- (3) 申請に関する経費は、全て申請者の負担とします。
- (4) 申請を辞退する場合は辞退届を提出してください。（様式は自由）
- (5) 町の業務の必要により、応募の事実に係る情報を町の機関において利用する場合があります。

V 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

- (1) 大和町指定管理者候補者選定等委員会において、提出された事業計画書等の内容の審査により、最も評価が高い申請者を指定管理者の候補者として選定します。
- (2) 審査の結果は、令和8年11月上旬頃書面で通知予定です。

2 選定基準

審査は次に掲げる項目により行います。

選定項目	審 査 内 容
平等性	【管理運営の体制、利用者の平等な利用及び、サービスの向上】 町の管理方針に沿い、利用者にとって、平等な施設の利用の確保に努め、また、サービスの向上のための工夫が図られていること。
有効性	【施設の効用の最大限の発揮】 利用者の増加を図るための事業提案や取組み内容が適切であり、施設の設置趣旨を理解し、それを発揮する管理運営が図られていること。
経済性	【施設の適切な維持管理及び、管理経費の縮減】 施設の維持管理が適切で、効率的・効果的であり、また、過去の指定管理料等と比較し、管理経費の妥当性と、縮減が図られていること。
安定性	【施設の管理を安定して行う能力】 収支計画が適正であり、安定的な運営が可能となる人的能力と経理的基盤が確保されている等、団体の財務状況等が健全で、また、事故等に対応できる体制が図られていること。
その他	【その他、町長が別に定める事項】 上記項目によらない提案があった場合等。

3 選定審査対象からの除外

申請者が次のいずれかに該当した場合は、当該申請を選定審査の対象から除外します。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 提出書類の提出期限を経過して提出書類が提出された場合
- (5) この募集について複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- (6) 最初の申請書類提出後に内容を大幅に変更した場合
- (7) その他不正行為があった場合

VI 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、令和8年12月の議会定例会（予定）の議決を経て、指定管理者に指定されます。

2 協定の締結

議会の議決後に、業務内容に関する細目的事項、管理の基準等に関する細目的事項等については、指定管理者と町との間で協定を締結することとなります。

3 その他

指定管理者が協定の締結までに次のいずれかに該当するときは、町は指定を取り消し、協定を締結しない場合があります。

- (1) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、指定管理者としての事業の履行が確実にないと認められるとき。
- (2) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

VII 添付資料・様式等

この募集要項の添付資料、様式等は、次のとおり。

- ①大和町デイサービスセンター施設管理業務仕様書
- ②大和町デイサービスセンター指定管理者申請書・資料編
- ③大和町デイサービスセンター条例